

新潟市立中野小屋中学校「学校いじめ防止基本方針」

新潟市立中野小屋中学校

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

この定義より、事実が次の4つの要件に全て当てはまる場合にその事案をいじめと判断する。

加害者・被害者とも生徒である。

加害者と被害者が、一定の人的関係にある。

加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。

被害者が心身の苦痛を感じている。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは、全ての生徒に関係する問題であるため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を十分に深める。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。
- ④ いじめはどの生徒にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、生徒がお互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるようにする。

3 いじめの防止等に向けた方針

学校、家庭、地域全体で生徒の健やかな成長を支えるとともに、いじめの起きない風土づくりに努め、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

- ① 分かる授業・できる授業や、一人一人のよさを生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ② 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、生徒と共に解決を図る。
- ③ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1 教職員の姿勢

すべての生徒がかげがえないの存在であることから、生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識をもち、生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

2 いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き、生徒の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学級風土づくりに努める。
- ② 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通じてすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③ 特に日々の授業において、学習課題と正対したまとめ、協同性が発揮される話合いやグループ活動を大切にした授業づくりを通して、生徒に「目的意識を醸成」したり、「自己決定」を促したり、「個性・能力を発揮」させたり、「協同性を発揮」させたりすることで、学級の支持的風土をつくり、生徒の「自己有用感」や「自己肯定感」を育成する。
- ④ 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ⑤ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり決して許されないということを生徒に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ⑥ いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について丁寧に説明する。
- ⑦ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。
- ⑧ 教員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによっていじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられたりしないよう、十分注意を払い、生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。特に呼び捨てやあだ名で生徒を呼ばないようにしたり、「さん」付けを励行したりし、全職員で統一を図る。
- ⑨ いじめの問題を題材とした道徳科の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動など、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- ⑩ いじめや人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係わる教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、教育委員会等が主催する研修会への教職員の積極的な参加を促す。

3 いじめの早期発見

- ① 生徒をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり、名前を呼んだり、ほめたりするなどを積み重ね、生徒との信頼関係を築く。
- ② 生徒の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても生徒の意向を汲みながら生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。
- ③ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
- ④ 全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につながる。くれぐれも特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや、教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。

- ⑤ いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、生徒それぞれによっていじめの捉えが異なるようにするとともに、教職員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために、年度末に行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱいじめの状況等〕」の「7. いじめの態様」の項目に合わせて月1回程度行う。

※ アンケート等を実施する際には、生徒が安心して記入できる環境を整えることが重要である。具体的には、次のような配慮のもとで実施する。

- ・ 生徒が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを、実施前に伝える。
- ・ 特定の生徒だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう、調査用紙を工夫する。
- ・ 目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。
- ・ 周りの目を気にすることなく記入できるよう、自宅で記入させる。

- ⑥ いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。

※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。

- ⑦ インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域等から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

4 いじめへの対処

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告が伝えられる校内体制を整える。それとともに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。

なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。

- ② いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、生徒の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

※ いじめを受けた生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。

- ③ 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた生徒に加えて、いじめを行った生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の生徒にも聴き取りを行う。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- ⑤ いじめを行った生徒に対しては、謝罪を急ぐあまり児童生徒の十分な反省を引き出さずそのまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

※ 聴き取りや指導により、いじめの状況がかえって深刻になることは絶対にあってはならない。いじめを行った生徒の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出すことで再発防止に努める。

- ⑥ 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題を捉え、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- ⑦ いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。
- ⑧ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- ⑨ いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- ⑩ いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

※ 再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

5 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに組織で迅速・適切に対応する。
- ③ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

III 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

1 生徒指導部会

＜構成メンバー＞校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、
(スクールカウンセラー)

- ① 週1回程度定期的開催し、生徒の様子をしっかりと見取り、情報を整理して共有し、予防的・組織的な対応に迅速につなげるようにする。

2 校内いじめ対応ミーティング

＜構成メンバー＞校長、教頭、生徒指導主事、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任、その他事実に関係する教職員が必要に応じて加わる

- ① 発生したいじめに対し、校内で迅速・速切に対処することを目的とする。
- ② いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。
 - ア いじめの状況を組織として共有する。
 - イ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
 - ウ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
 - エ 生徒への指導を行う。

オ 事実に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

3 中野小屋中学校いじめ対策委員会

＜構成員＞生徒指導部会構成員、学校評議員、民生委員、主任児童委員、警察関係等

① 定例のいじめ対策委員会は、年2回程度開催し、次のことを行う。

ア いじめの予防に関して

- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口

イ いじめが発生した場合

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討など

② 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

4 中野小屋中学校区いじめ防止連絡協議会

＜構成員＞中野小屋中学校区三校連絡協議会生徒指導部員、民生委員、主任児童委員等

① 地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、学校における生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年間2回程度行い、対策等の共有を図る。また、情報共有とともに学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために本協議会を積極的に活用する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、学校は次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- ① いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ② いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ③ いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対してもその心情に十分寄り添って指導、支援する。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、などの状況となったことをいう。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示のもと連携して対応する。

(3) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに対応について協議する。

〔重大事態のおそれがある事案（例）〕

- ① 生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ② 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の生徒へのいじめが繰り返される場合
- ③ その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、生徒・保護者の状況が深刻な場合

(4) 調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的にいつ（いつ頃から）、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査は学校若しくは教育委員会が主体となり、新潟市いじめ防止対策等専門委員会がその調査結果の内容について、不十分な点がないか、また公平性・中立性が保たれた調査結果となっているかなどの視点で協議する。

(5) 事実関係を明らかにするための調査及び事後対応

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた生徒からていねいに聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対してアンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、いじめを受けた生徒の保護者からも丁寧な聴き取りを行い、いじめの全体像の把握や生徒の状況の把握に努める。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(6) 調査結果の提供

・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

3 関係生徒及び保護者への対応

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ① 学級担任や養護教諭、ＳＣ等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめの解決に向けて、当該生徒の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ⑤ 不安を取り除き、心の安定を確保するためにＳＣ等による心のケアを必要に応じて行う。
- ⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該生徒の保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ⑦ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ⑧ 当該生徒が受けたいじめに係る事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ⑨ いじめの解決に向けて、保護者の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ⑩ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(2) いじめを行った生徒及びその保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該生徒の保護者に対しては、子どもの行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

《参考資料》

文部科学省：「いじめの防止等のための基本的な方針」

新潟市：「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」

浪速高等学校・中学校：「いじめ防止基本方針」